

令和4年11月8日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官（建築企画担当）付  
代表 03-5253-8111

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件及び  
CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する  
安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案に関する  
意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年2月2日（水）から3月3日（木）までの期間において、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件及びCLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案について、寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、

- ・CLTの各ラミナの厚さの使用可能範囲拡大（第二第一号・第十第二項第五号関係）
- ・耐力壁の構造が第五第三号ハに掲げる基準に適合する場合（大版パネル架構②）に係るルート2計算が適用可能な建築物の規模の拡大及びルート2計算の基準の合理化（第一第三号・第九第二号関係）

については、新たな技術的知見が得られたこと等を踏まえ、引き続き検討することといたしました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示案に寄せられたご意見と国土交通省の考え方**

※13 の個人・団体から合計 29 件のご意見をいただきました。（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案に関する意見を含む。）

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

**【CLTパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成 28 年国土交通省告示第 611 号）に関するご意見】**

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
矩形でない床パネルの剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究の結果に基づき算出する方法に関して、FEM 解析によるものを含めてほしい。	特別な調査又は研究の結果に基づき算出する方法については、解説書等で示す予定としております。
ルート1計算（第 10 に定める構造計算）における耐力壁に設けられる開口部の寸法について、壁に対する開口率や開口位置を制限することにより、25cm 角を超える大きさまで認めてほしい。	今回の改正では、技術的検討により安全性が確認された 25cm 角以下の開口部をルート1計算において設けられることとしております。頂いたご意見については、今後、基準の合理化を検討する際の参考とさせていただきます。
ルート 2 計算（第 9 に定める構造計算）、ルート 3 計算（第 8 に定める構造計算）についても、壁パネルと屋根版を緊結する引張接合部に対する終局引張耐力時の変形性能について合理化ができるのではないか。	ご意見を踏まえ、技術的検討を行った結果、ルート2計算及びルート3計算について、壁パネルと屋根版を緊結する引張接合部に対して、「当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が2センチメートル以上で、伸び率が 10 パーセント以上であること」とする基準を適用除外とすることとしました。